

岡田事務所通信

令和7年3月号(第235号)

社会保険労務士法人岡田事務所
〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号
TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604
mail : support@office-okada.jp
URL : <http://www.office-okada.jp/>

健康保険料率、介護保険料率が変更になります

協会けんぽ北海道支部の健康保険料率が令和7年3月分より現行の10.21%から10.31%へ引き上げられます。また、介護保険料率(全国一律)については現行の1.60%から1.59%へ引き下げられます。今回の改定による協会けんぽの(新)健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月支払給与から控除分)からの適用となります。なお、令和7年度の雇用保険料率については、労働者負担、事業主負担を合わせ、0.1%の引き下げとなっております。

※ 被保険者ごとの社会保険料控除額については弊社より追ってお知らせいたします。

給与水準を引き上げた中小企業の割合は75.2% 日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は2024年10月~12月期の全国中小企業動向調査・中小企業編の特別調査として実施した「中小企業の雇用・賃金に関する調査」を公表しました。正社員が「不足」と回答した企業割合は57.7%と、前回調査(58.8%)から1.1ポイント低下しており、「適正」は36.4%、「過剰」は5.9%となりました。業種別にみると、運送業、建設業、宿泊・飲食サービス業などで「不足」の割合が高くなっています。

正社員の給与水準を前年から「上昇」した企業割合は75.2%と、前回調査(68.0%)から7.2ポイント上昇しました。上昇の背景をみると、「最低賃金の動向」(24.9%)の割合が最も高く、次いで「物価の上昇」(24.8%)となっております。業種別にみると、製造業、宿泊・飲食サービス業、小売業で上昇の割合が高くなっています。

障害者雇用率 達成企業増も半数の企業が未達 帯広公共職業安定所

帯広公共職業安定所は、昨年の十勝管内の障害者雇用状況(令和6年6月1日現在)をまとめました。法定雇用率2.8%が適用される公的機関のうち、達成した機関は70%で前年比10ポイント減となりました。一方、民間企業に適用される法定雇用率2.5%を達成した企業は50.7%で、前年比1.7ポイント増加しております。同所では未達成の機関や企業に対し、支援や指導を強化していく方針です。

法定雇用率2.5%が適用される従業員40人以上の管内の民間企業は、270社で、対象となる3万7925人のうち、雇用されている障害者数は937人で、2023年比1人増となっております。実雇用率は2.47%でした。達成企業は13社増え137社になりましたが、半数ほどの企業が未達成となっております。

同所によると、未達成の主な理由は、これまで障害者を雇ったことがなく、ノウハウがないためが多く、身体障害者は留意点が比較的分かりやすいですが、増えている精神障害者の場合、一人一人特性が異なり留意点を把握しづらい傾向にあります。同所ではジョブコーチを企業に派遣し、障害者本人や事業主に助言を行う支援や、障害者トライアル雇用などを用意し、雇用につながる援助を行っています。

同所は「法定雇用率が上がっているため雇う側はつらいと思うが、法律を守る努力を企業も自治体もしてもらいたい」と促しています。



- 日高山脈（芽室町） -

◆ ご存知ですか？ ◆

【 育児休業給付金 】

育児休業給付金とは、育児休業の取得を促進することを目的とし、雇用保険の被保険者が育児休業を取得する際に支給される給付金です。また、いわゆる「産後パパ育児」を取得する雇用保険の被保険者を対象とした「出生時育児休業給付金」も設けられています。育児休業給付金と出生時育児休業給付金の支給額は、いずれも賃金日額の 67% となります。（育児休業開始から 181 日目以降は 50%）

2025 年 4 月からは新たに「出生後休業支援給付金」が創設され、育児休業給付金と合わせて受給すると、最大 28 日間は賃金日額の 80%（手取りで 10 割相当）の給付金を受給できるようになります。

事務所より

災害級の記録的な大雪に見舞われた十勝地方ですが、その後は比較的気温の高い日が増えたこともあり、雪解けが急速に進みましたね。あの大雪が降った朝は唖然とするような降雪量で雪かきをする意欲もなかなか出なかった方も多いのではないのでしょうか？全国的には毎年、地震や台風、大雨といった災害が多発していますが、この十勝でも他人事ではなく、いつそういった災害に見舞われてもおかしくないことを実感しました。常日頃から、災害発生時への備えや準備も十分に行っておきたいものですね。

日本商工会議所が発表した「新卒採用（2025 年 4 月入社）の動向」の調査結果によりますと、新卒採用を「実施した」企業は 34.6% となり、そのうち計画通り採用できなかった企業は 73.6% で同 0.4 ポイント減となったということです。依然として高い水準となっており、中小企業の人材確保が厳しい状況が浮き彫りになっています。採用活動にあたり取り組んだ事項は「会社説明会・合同説明会」63.0% に次いで、「初任給引き上げ」が 61.0%（10.8 ポイント増）となっており、採用における初任給の引き上げ傾向がさらに加速化していることが伺えます。ニュース等では、特に新卒採用で初任給が大企業を中心に大幅に引き上げられていることが連日報道されています。中小企業においても、そういった動きは活発になってきてはいますが、将来を見据えた会社全体としての見通しと、在籍している従業員との給与バランスを総合的に考慮し、計画性を持って考えていくべき事項かと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出手続

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

年度替わりを控え、時間外労働・休日労働の協定届（36 協定）の準備を行っております。事業所と労働者代表の方の署名・押印等をご依頼させていただくことがありますので、よろしくお願いたします。36 協定につきましても、超過時間数、労働者代表者の選任についてチェックボックスが設けられておりますので、こちらもご確認の上、協定を締結していただきますよう、よろしくお願いたします。

